

平成31年第1回美幌町議会定例会会議録

平成31年3月 5日 開会

平成31年3月18日 閉会

平成31年 3月18日 第8号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
日程第 2 議案第 9 号～議案第 20 号

○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 23 号 損害賠償の額の決定について
追加日程第 2 議案第 24 号 損害賠償の額の決定について

○議事日程

- 日程第 3 報告第 2 号 専決処分の報告について (契約業務に係る支払遅延による損害賠償)
日程第 4 報告第 3 号 専決処分の報告について (工事請負契約の一部変更)
日程第 5 報告第 4 号 定期監査報告について
日程第 6 報告第 5 号 例月出納検査報告について (11月～1月分)

○出席議員

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1 番 高 橋 秀 明 君 | 2 番 大 江 道 男 君 |
| 3 番 新 鞍 峯 雄 君 | 4 番 上 杉 晃 央 君 |
| 5 番 稲 垣 淳 一 君 | 6 番 戸 澤 義 典 君 |
| 7 番 早 瀬 仁 志 君 | 8 番 岡 本 美代子 君 |
| 9 番 坂 田 美栄子 君 | 副議長 11 番 橋 本 博 之 君 |
| 12 番 中 嶋 すみ江 君 | 13 番 古 舘 繁 夫 君 |
| 議長 14 番 大 原 昇 君 | |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷 耕治 君 監査委員 高木 清 君

○地方自治法第 121 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長 平 井 雄 二 君	総 務 部 長 広 島 学 君
民 生 部 長 高 崎 利 明 君	経 済 部 長 矢 萩 浩 君
建設水道部長 石 澤 憲 君	病 院 事 務 長 但 馬 憲 司 君
事務連絡室長 中 村 敏 文 君	会 計 管 理 者 武 田 孝 司 君
総 務 主 幹 小 室 保 男 君	庁 舎 建 設 主 幹 遠 國 求 君
防災危機管理主幹 河 端 勲 君	ま ち づ くり 主 幹 田 中 三 智 雄 君
政 策 主 幹 小 室 秀 隆 君	財 務 主 幹 中 尾 亘 君
契約財産主幹 大 場 正 規 君	税 務 主 幹 関 弘 法 君
環境生活主幹 渡 辺 靖 行 君	児 童 支 援 主 幹 多 田 敏 明 君

福祉主幹	遠藤	明	君	健康推進主幹	大場	圭	子	君
農政主幹	佐々木	齊	君	みらい農業センター主幹	午来		博	君
耕地林務主幹	伊成	博	次	商工主幹	後藤	秀	人	君
観光主幹	那須	清	二	建設主幹	川原	武	志	君
施設管理主幹	中沢	浩	喜	建築主幹	西	俊	男	君
水道主幹	御田	順	司	病院総務主幹	菅	敏	郎	君
地域医療連携主幹	高山	吉	春	事務連絡室次長	志賀		寿	君
教育部長	田村	圭	一	学校教育主幹	以頭	隆	志	君
学校給食主幹	岩田	憲	次	社会教育主幹	露口	哲	也	君
町民会館主幹	斉藤	浩	司	スポーツ振興主幹	浅野	謙	司	君
博物館主幹	鬼丸	和	幸	農業委員会事務局長	酒井	祐	二	君
選挙管理委員会事務局長 監査委員室長	谷川	明	弘					

○議会事務局出席者

事務局長	藤原	豪	二	君	次	長	佐藤	和	恵	君
議事係長	橋本		勝	君	議	事	係	新	田	麻

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これから平成31年第1回美幌町議会定例会第14日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番早瀬仁志さん、8番岡本美代子さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第9号から
議案第20号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第9号美幌町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてから議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算についてまでの12件を議題といたします。

第11日目に引き続き、質疑を行います。

す。

議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 535ページの一般X線撮影装置一式、FPDシステム一式、この詳細についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1点目の一般X線撮影装置一式につきましては、健康診断等で利用している一般的なX線の照射装置、レントゲンの撮影装置でありまして、病院改築時に購入してから18年経過していることによりまして老朽化が進んでおります。修理部品等の供給についても困難な状況になってきておりまして、機械的に今後の稼働が厳しくなることから更新するものであります。

内訳といたしましては、X線の照射装置本体、天井の走行レール類、昇降式撮影台等となっております。

本件につきましては、予算計上額として1,617万円を計上しております。

2点目のFPDシステムですけれども、FPDとは、フラットパネルディテクタの略でありまして、X線照射装置から照射されましたX線をこのフラットパネルで受け取りまして、電気信号に変換し、FPDシステム内でデジタル処理をして画像を得る装置ということであります。デジタル処理後、データをパソコンに送信し、レントゲンの画像を表示するというシステムでございます。

これまでににつきましては、フィルムまたは蛍光画像板によりまして写真を得ておりましたが、フィルムは対応する製品が2019年末で販売終了となります。

また、蛍光画像板につきましても、蛍光画像板に撮影されたX線情報を一回の撮影ごとに専用の読み取り装置にかける必要が

あることから、撮影処理に時間と手間がかかっているところがございます。

F P Dでは、デジタル化されたデータを無線または有線で送信することによりまして、より精細な画像を得ることができます。

また、1枚のプレートで入れかえをせずに連続での撮影が可能となるため、撮影作業の効率化が図られることとなります。

また、患者様の待ち時間の短縮化を図ることができます。

さらに、従来の機器よりX線の感度が高いため、照射するX線量を減らすことができます。このことによりまして、患者様の被曝の軽減を図ることもできます。

F P Dの使用に当たりましては、一般X線撮影装置のほか、病室で使用するポータブルX線撮影装置でも使用でき、その場で撮影画像の確認ができることから、撮り直しがなく利便性が広がることにもなります。

内訳といたしましては、パネル本体4枚、サイズは3種類でございます。コントロールパソコン及びソフト、ワイヤレス接続機器類となっております。

本件についての予算計上額といたしまして、1,650万円を計上しているところであります。

以上、説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 今、説明いただきましたが、今のフィルムは2019年で販売が終了になること、撮影処理に時間と手間がかかっていること、そして、何より、照射するX線量を減らすことができるということで、大変結構なことだと思います。

今のものがどれぐらいの被曝かわかりませんが、もしわかれば、何割程度減らせるのでしょうか。まだはっきりしませんか。

病室で使用するポータブルX線撮影装置も一緒にできるということで、動けない患者は、病室に来て撮影しているところも見ていますので、患者にとっては大変いいことで、国保病院の財産になると思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問の患者様に対する被曝量でございますが、ただいま資料を持ち合わせていないものですから、後ほど御答弁させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 537ページでございます。

外来収益8億2,931万9,000円の中の在宅診療の積算収益及び前年度収益見込みについて御説明願います。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

平成31年度予算におきましては、外来収入を算定する際に平成30年度の収入の状況を踏まえて算定しておりまして、平成30年度と同程度の収益を見込み、算定しているところであります。

平成30年度の2月末現在の収益ですが、実人数18人、訪問件数127件で、44万510円となっているところであります。

以上、お答えいたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 今の新鞍議員の質問に少し触れて質問したいと思いますが、現在の内科医の先生の数や訪問診療に同行する看護師の状況から言えば、今の体制ではこれ以上ふやすことは難しいと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

医師の人数、勤務体制、業務量を考えますと、これ以上の拡充は難しいと考えておりますが、患者様の状態、例えば、末期がんとか自宅療養が必要な患者様につきましては、在宅診療という形で病院として取り組んでいかなければいけないと考えております。医師が有益と認める患者様につきましては、精いっぱい努力をさせていただきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） それでは、541ページの薬品費の投薬用薬品費4,800万円が計上されておりますが、前年度比で減額された理由について御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

人工透析をされています患者様の内服薬等につきましては、これまで院内処方により対応していたところでありまして、薬剤師不足により十分な服薬指導ができていない状況にあること、それから、かかりつけ調剤薬局を持つことで薬の管理を任せることができ、重複や飲み合わせによる相互作用を防ぐことができ、細かな薬歴管理や服薬指導を受けることができることから、平成30年12月より院外処方へと変更したところでありまして、このため、院内での薬品使用料が減少しまして、投薬用薬品費が減額となったところでございます。

減額の見込み額としましては、1カ月195万円の12カ月ということで、2,340万円を予定しております。

以上であります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 537ページでございます。

医療相談収益の3,533万6,000円の中の一般健康診断料1,057万円、人間ドック2,414万円の増額内容について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、一般健康診断の増額内訳につきましては、一般健康診断の新規事業所の増によりまして受診者数が増加していること、それから、特定健診の受診率向上のため、通院患者様で特定健診の未受診者に対し、医師から特定健診の受診勧奨を実施していること、それから、子宮がん検診等の新規事業の取り組みをしていることによりまして、収益を増としたものであります。

それから、2点目の人間ドックの増額内訳についてであります。診療報酬改定によりまして各種の健診単価が上がったこと、それから、オプション検査の希望者がふえてきていること、生活習慣病健診の平成30年度実績で26件の新規事業所から新たに申し込みがあったことから、平成31年度も同様の人数を見込んでいることから収益増と見込んだものであります。

以上、説明いたしました。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 1点だけお伺いします。

①に新規事業所の増とございますが、どの程度ふえたのかお伺いします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

新たにふえた新規の事業所につきましては、8事業所がふえているという形でございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 543ページ、修繕費、その他施設器具等修繕料2,366万2,000円の修繕工事の内容と金額について説明願います。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成31年度に予定しています修繕内容につきましては、自動ドアの修繕に15万円、ボイラー修繕に30万円、給排水設備修繕に10万円、衛生設備修繕に30万円、電気設備修繕に10万円、厨房設備修繕に10万円、外壁タイル補修に79万8,000円、その他小破修繕に20万円、医療ガス装置修繕に10万円、検査システムバッテリー交換に5万5,000円、プレハブ冷凍庫修繕に10万円、それから、昨年9月に発生しました胆振東部地震でのブラックアウトによる教訓から、防災設備電気改修修繕ということで、既存発電機から電子カルテ機器等への電源を供給するための電気設備の改修で219万3,000円を、同じく、防災発電機導入設備修繕ですが、これにつきましては、人工透析装置の防災用自家発電機、これは町のほうで設置するものでございますけれども、その設置に必要な施設と電気設備改修ということで675万円を、それから、手術室換気装置の改修修繕というのは、手術室用の業務用パッケージエアコン本体の交換修繕でございますが、これに1,174万円を、それから、駐車場区画線の修繕に49万6,000円を、公用車の修繕、これは車検等ですけれども、18万円となっております。

以上を合計いたしまして、2,366万2,000円となっております。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さ

ん。

○4番（上杉晃央君） 今説明がありました2点の工事内容について確認したいと思

います。
一つは、防災発電機導入設備修繕です。御説明のように、町で自家発電の装置を購入するというので、これを設置するために必要となる施設というのは、具体的に発電機を保管する保管庫なのか、その内容をお知らせいただきたいと思

います。
それに関連して、人工透析の電源というのは、装置1台ごとに1カ所ずつ電源を確保することになっているのか、その辺も御説明ください。

それから、手術室の換気扇装置改修は、エアコンの本体交換修繕ということですが、交換によって耐用年数はどれぐらいなのかについて御説明いただきたいと思

います。
○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、防災発電設備の工事内容でございますが、設置に係る基礎工事、フェンス等の設置、それから、壁に穴をあけて院内にケーブルを引き込む形になりますので、その壁の貫通費、それから、引っ張るケーブルの代金、また、手動切りかえ盤を設けますので、その設置費、これらに係る電気工事費という形で計算しております。

それから、機器について1台ごとかというお話がございましたが、これは分電盤のところで切りかえを行いますので、1台ごとの切りかえという形ではございません。

また、エアコンの耐用年数につきましては、ただいま手持ちの資料がございません。後ほどお答えさせていただきたいと思

います。
以上であります。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） エアコンは、病院

新築後初めての更新ということで、そうすると、十七、八年ですか。今まで、当初のものはそれぐらい使えたと理解していいですね。

終わります。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 545ページ、委託料、2億1,763万8,000円の中の職員児童夜間保育委託料の計上の有無についてです。昨年度は委託料、119万8,000円を計上しておりましたが、その有無についてお伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

職員児童夜間保育委託料につきましては、平成30年度当初予算におきましては、2名の対象者がいたところでありましたが、平成31年度予算におきましては、現在のところ、対象者がいないため、当初予算には計上していないところでございます。

以上、説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 要望が出た時点で補正をするということではよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） そのとおりでございます。

○議長（大原 昇君） 12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 今、看護師等は充足しておきまして、募集は出ていないようですが、今後、もし募集をするときには、ホームページ等において夜間保育には助成をしているということをお示しされるのか、お伺いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 今の御質問でございますが、現在のところ、夜間保育の助成につきましては、募集要項の中には計上しておりません。今後は、そのような中身についても計上してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 547ページでございます。

器械備品減価償却費の1億2,088万1,000円の内訳について御説明お願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております資料のとおりとなっております。よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 547ページの医師手術介助謝礼等、168万円の積算内容、手術内容、例えば、支援依頼先についてお知らせください。

○議長（大原 昇君） 病院総務主幹。

○病院総務主幹（菅 敏郎君） ただいまの質問にお答えいたします。

積算内訳につきましては、医師手術介助謝礼金といたしまして、4回分の5万5,555円ということで、22万2,220円です。これにつきましては、高度な手術を実施する場合などにアシスタントとして介助医を加えることに備えて予算化しているところでございます。

手術内容、支援依頼先等については特定していないところでございますが、医師からの依頼があれば対応する形になっており

ます。

それから、講師謝礼金は、3回分を10万円ずつの合計30万円です。これにつきましては、院内研修会等の講師謝礼金でございます。

3点目としましては、外部医師指導・情報交換謝礼金ということで、4回、28万9,340円をそれぞれ見ておりまして、合計115万7,360円です。これにつきましては、医師招聘のための病院見学や情報交換のための旅費等を計上しているところであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ただいまの説明で大まかなことはわかりましたが、例えば、手術の介助謝礼金で、自分はこの医師に手伝ってほしいからよそから呼びたいなどということは可能なのでしょうか。そういうことがあるのかないのか、教えてください。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

過去にそういった事例が実際にあったかどうか、これからもそういう事例に対応できるかどうかでございますが、過去に、アシスタントという形ではありませんが、医師の研修、研究を目的に、道外から医師をお招きして、実際に手術に入っていたケースが1件ほどございます。これからも、研究、研修のために必要、もしくは、高度な手術を行うために必要なものにつきましては、医師から要請があれば、その都度、検討して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 岡本議員より御質問のありましたFPDシステム一式

の関係で、患者様に与える被曝量の軽減量についてでございます。一般的に言われている数値でございますが、約50%の軽減が図られると伺っているところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第20号の質疑を終わります。

会派等審議のため、暫時休憩します。

再開は、おおむね14時をめぐりいたしますが、状況に応じて再開しますので、御了承願ひます。

午前10時27分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第9号美幌町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号美幌町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号美幌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号美幌町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号平成31年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号平成31年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号平成31年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号平成31年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号平成31年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第18号平成31年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号平成31年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は13時15分といたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長(大原 昇君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議会運営委員長報告

○議長(大原 昇君) 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

6番戸澤義典さん。

○6番(戸澤義典君) 先ほど、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について御報告いたします。

町長より、追加議案として、議案第23号及び議案第24号損害賠償の額の決定についてが提出されましたので、本日、第14日目の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び説明員の皆様の御理解と御協力をお願いして、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

◎日程追加の議決

○議長(大原 昇君) お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、日程第2 議案第9号から議案第20号平成31年度美幌町病院事業会計予算についての次に、議案第23号

並びに議案第24号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(大原 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号及び議案第24号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、議題とすることに決定しました。

◎追加提出案件の概要説明

○議長(大原 昇君) 町長から、追加提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長(土谷耕治君) [登壇] 本定例会に追加して御提案いたします議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第23号及び議案第24号損害賠償の額の決定については、町民会館管理運営事業に係る委託料、修繕料及び消耗品の購入にかかわって、その支払いに遅延が生じたことから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づき、遅延利息を支出するために議会の議決を求めようとするものであります。

このたびの事案につきましては、不適切な事務処理と職場におけるチェック体制の不備が招いた結果であり、通常どおりの事務処理、本来あるべき会計処理がなされていれば、支払い遅延は発生しておらず、支払い先の事業者及び町民の皆様には損害を与え、職務の信頼を著しく失墜させたことは、まことに遺憾であり、心より深くおわびを申し上げます。

このような不祥事が二度と繰り返されることのないよう、全職員が重く受けとめ、適正な事務処理とチェック体制の徹底・強化を図り、再発防止と行政に対する信頼の回復に努めてまいりたいと存じているとこ

ろでございます。

なお、細部については、担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしく願いをいたしたいと思っております。

このたびは、本当に申しわけございませんでした。

◎追加日程第1 議案第23号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第23号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長

○教育部長（田村圭一君） 議案の2ページをお開き願います。

議案第23号損害賠償の額の決定についてを御説明申し上げます。

町は、発注業務に係る支払い遅延による損害賠償の額を下記のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、昨年8月にびほ一舞台吊物機構設備保守点検業務を実施いたしました。担当職員の検収事務がおくれたことから支払い遅延が発生し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息を相手業者様に支払うため、損害賠償の額の決定について議決をお願いするものでございます。

記以下でございます。

1、損害賠償の額、1万円であります。

2、損害賠償の相手方、恵庭市戸磯76番地26、株式会社小林舞台システム、代表取締役小林正志様でございます。

3、事件の概要でございますが、平成30年8月17日、びほ一舞台吊物機構設備保守点検業務の委託契約を締結し、8月20日から22日にかけて、担当職員立会

のもと、点検を実施いたしました。その後、8月31日付で点検結果報告書と請求書を受理いたしましたが、適正な事務を行わずに検収事務がおくれ、平成31年1月9日を検収日として、平成31年2月7日に委託料102万5,460円を支出したものでございます。

本来であれば、8月31日付で検収調書を作成し、契約に基づいて30日以内の平成30年9月28日までに支払いを行わなければなりませんでしたが、132日間の支払い遅延を起こしてしまつたものでございます。

今回の事案につきましては、町民会館におきまして、昨年12月26日に契約業務に関する損害賠償事件が発生したところでございますが、今回、新たに2社に対しまして4件もの支払い遅延が発覚したもので、まことに申しわけなく、言いわけのつかないものと考えております。

担当部長としまして、心よりおわびを申し上げますとともに、教育委員会組織として、チェック体制の甘さと適切な事務指導ができていなかったことに対しまして、深く反省をしているところでございます。

小林舞台様は、びほ一オープン当初から委託業務等を行っていただいている業者様であり、多大な御迷惑をおかけしてしまい、本当に申しわけなく、また、町の信用を大きく失墜させてしまいましたことに、深くおわびを申し上げる次第でございます。

今回の事案を教育委員会全体で問題共有した上で、教育委員会職員一人一人が危機感を持って信頼回復に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、業務の適切な執行管理と契約事務、予算執行のチェックに努め、二重、三重のチェック機能が働くよう、早急に再発防止に向けた対応を図りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

重ね重ねの不祥事、まことに申しわけあ

りませんでした。

以上、御説明申し上げました。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号損害賠償の額の決定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第24号

○議長（大原 昇君） 追加日程第2 議案第24号損害賠償の額の決定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長

○教育部長（田村圭一君） 議案の3ページをお開き願います。

議案第24号損害賠償の額の決定についてを御説明申し上げます。

町は、発注業務等に係る支払いの遅延による損害賠償の額を下記のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、昨年9月にびほーる舞台の音響設備保守点検業務、音響卓無停電装置取りかえ修繕及び町民会館音響設備用消耗品購入の請求書を受領しておりましたが、支払い事務を怠ったことから支払い遅延が発生し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息を相手業者様に支払うため、損害賠償の額の決定について議決をお願いするものでございます。

記以下であります。

1、損害賠償の額、1万5,100円でございます。

2、損害賠償の相手方、札幌市中央区南4条西13丁目1番26号、アビックラボ株式会社様でございます。

3、事件の概要につきましては、平成30年8月28日、29日に実施していただきました保守点検業務、その保守点検時に行った修繕工事、平成30年9月18日に購入しました消耗品の支払いについて、支出事務を怠り、それぞれ保守点検業務と修繕工事で175日間、消耗品購入で169日間の支払い遅延を起こしてしまったものでございます。

アビックラボ様は、びほーるオープン当初から委託業務等を行っていただいている業者様であり、多大な迷惑をおかけしてしまい、本当に申しわけなく、また、町の信用を大きく失墜させてしまいましたことに、深くおわびを申し上げる次第であります。

今回の事案につきましても、議案第23号と同様に、町民会館におきまして支払い遅延が発覚したもので、重ね重ね、担当部長として、心より深くおわびを申し上げる次第であります。

今後も、業務の適切な執行管理と契約事務、予算執行のチェックに努め、二重、三重のチェック機能が働くよう、再発防止に向けた対応を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上、御説明申し上げます。どうぞよろしく願います。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 支払い遅延が生じたということについては、説明も受けていますし、当然、損害賠償はやむを得ないと思いますが、聞くところによりますと、損害賠償の額が当初の説明と違っているの

はないかと思えます。この部分についても、提案に当たって説明されるべきではないかと思うのです。それが事実誤認であればいいですけども、1万5,100円の金額が当初説明された金額と1,000円程度違うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 総務部長

○総務部長（広島 学君） 今、大江議員からございました損害賠償の額が1,000円程度違うのではないかという御質問でございます。

この件につきましては、3月12日の全員協議会で一度御説明をさせていただいたところでございます。これに伴いまして、当初、1万4,100円という御説明をしていたかと思えますが、遅延日数の考え方に違いがあったことから、今回、1,000円増加をしたものでございます。

これにつきましては、事件の概要の中のびほ一舞台の音響設備保守点検業務の委託業務に関しまして、当初、遅延日数を160日という計算で起算したところでございます。1万800円という損害額の算定をしたところでございますが、契約書に支払い期限が明記されている場合については、請求書を受理してから契約書の中では30日以内に支払うということが通常の契約の中に記されておりますが、今回の事案については、契約書が締結されていないということでございますので、これにつきましては、請求書を受理してから15日以内の支払いとなることから、遅延日数に15日の差が生じたため、1,000円の損害額の増となったところでございます。

以上、追加で申しわけございませんが、損害額の追加について御説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 本来、契約を結ばなければならなかったけれども、契約をし

ていないというふうを受けとめられるのです。そうだとすれば、その点もやはり問題なのだと思うのです。そういう説明は当然あってしかるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長

○総務部長（広島 学君） 本町の財務規則等におきまして、契約を締結すべき金額、あるいは発注書を起すべき金額等々が定められてございます。これらの発注に当たりましては、財務規則に基づき処理をするということが当然の事務のあり方でございますので、当然、契約が締結されているというのが本来の姿だと考えてございます。

今回につきましては、その契約事務を怠っているということからいけば、財務規則等々に基づいた事務の執行が適正にされていないということだと考えておりますし、このことにつきましても、深くおわびを申し上げたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 2番大江道男さん。

○2番（大江道男君） 人間のやることなので間違いは避けられない部分があるかと思えますが、問題は、その詳細をきちんと総括しないと、なかなか前に進めないということです。私は、作成すべき契約書が作成されていないという部分についても、やはり今回の追加提案に当たっては、反省して、町民の前に事実を明らかにすることが必要だったのだらうと思えますので、その部分は指摘をしたいと思えます。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第24号損害賠償の額の決定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 報告第2号

○議長（大原 昇君） 日程第3 報告第2号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第2号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第4 報告第3号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第3号専決処分の報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第3号専決処分の報告については、これで終わります。

◎日程第5 報告第4号

○議長（大原 昇君） 日程第5 報告第4号定期監査報告について、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第4号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第6 報告第5号

○議長（大原 昇君） 日程第6 報告第5号例月出納検査報告について（11月～

1月分）、お手元に配付しているとおりに報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第5号例月出納検査報告について（11月～1月分）は、これで終わります。

◎閉会の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎町長の挨拶

○議長（大原 昇君） 本議会が今任期中の最後の議会となりますので、町長から挨拶の申し出があります。

町長。

○町長（土谷耕治君）〔登壇〕 18次の任期最後の3月定例会に当たりまして、御礼の言葉を申し上げたいと思っております。

3月5日に開会いたしました平成31年第1回定例会は、本日まで14日の長丁場の議会でありましたが、会期を1日早めまして、1日残しまして仕上げさせていただきました。この間、慎重なる審議をしていただき、私どもが提案いたしました平成30年度補正予算を初め、平成31年度の新年度予算についても、骨格予算ではありましたが、原案どおりお認めをいただきました。可決いただきましたことに心から御礼を申し上げます。お聞きすることがあれば許します。

す。

議員の皆さんと、そして、私についても、来月末で任期満了となります。1カ月半弱を残すところとなりました。

振り返りますと、私の町長としての任期は、平成19年5月からでありました。3期12年の任期中には、さまざまなことがありました。前年の平成18年に夕張市の財政が破綻したことを引きずってのスタートでありました。

国においては、地方自治体の財政について、財政の健全化に向け、4指標を中心とした健全化法を制定し、その施行を平成19年の決算からといたしました。

また、平成19年に始まったリーマンショックと世界同時不況が進行し、地方財政についても大きな影響があり、大変厳しい財政運営を強いられたところでございます。

そうしたことが、今、記憶としてよみがえってきております。

町としましても、これらの対応を含め、難局を乗り越えるためにさまざまな取り組みをしてきました。とりわけ、行財政改革やアウトソーシングを進める中で、町民の皆様には我慢を強いたり負担を強いたりしたこともありました。こうしたことへの御理解や御協力に対し、心から御礼を申し上げる次第でございます。

また、議員の皆様におかれましては、大変重い決断もしていただきました。こうした困難な状況を克服するには、議会の皆様、行政委員会の皆様、職員の皆様、そして、何より町民の皆様の協力や理解がなければなし得ないことでありました。こうした御理解や御協力がなければ、町の存続や発展を望むことも難しいと思っております。

美幌町の行く末や将来を見据えたとき、少子高齢化や人口の急激な減少は避けられないというのが一般的な見方であると受けとめております。

今後のことを考えると、自己決定、自己責任、そして、自己負担を伴う覚悟が必要であると考えております。

こうしたことが進んでいくと、新たな発想と新たなシステムによるまちづくりの取り組みが求められることは明らかであります。こうした見通しに立ったとき、従来に増して、地域の総力を結集することは極めて重要であると思っております。ふるさと美幌の総力の結集がなければ、美幌の未来は開けないと思っております。

私は、昨年11月26日に4月に行われます統一地方選挙に出馬しないことを記者発表し、表明いたしました。私は、自分の胸の奥のもう一人の自分と向き合い、責任ある立場でこれからの4年間を務め上げられるのかどうか、また、孤独な決断や判断に誤りがなく、実行できるのかどうか、そして、迷いはないのか、気力の面で、4年間、しっかりと仕事ができるのかどうか、町民の皆様との約束事の取り組み状況やマニフェストの進捗状況はどうなのかなど、自分自身に問いかけてまいりました。

当選からこの12年間は、自分なりに、美幌町のため、そして、町民の皆様のためにと、精いっぱい一生懸命に町長職を務めさせていただきました。その結果、このたび、次期町長選に出馬しないことといたしました。町民の皆様には、大きな御声援の言葉や力強いお言葉など、さまざまな元気づけのお声をいただきました。心から力強いお支えに感謝を申し上げる次第であります。

この後は、任期が4月まででありますので、美幌町のため、町民の皆様のためと、全力を持って務め上げ、美幌町長として最後まで頑張りたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思っております。

第18次の最後の定例会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎議長の挨拶

○議長（大原 昇君） 引き続きまして、私から、今任期の議長といたしまして、最後の挨拶をしたいと思います。

4年前、私が議長に選任されました。このときに私が議会に申し上げたのは、議会改革、特に、町民に見える議会を目指して頑張りたいと思ひまして、これを提案させていただきました。議長に就任したわけでありまして、この4年間、本当に町民に見える議会がどこまで進んだのかと、今、自問自答しているところではありますが、4割、5割いけばよかったのか、あるいは、7割、8割いけばよかったのかと思ひますが、これもまた町民に問わなければならない、そして、議員の皆様にも聞かなければわからない進みぐあいでありまして、本当にまだまだ物足りなく終わっているところでもあります。

ただ、議会改革をするに当たりまして、議員の皆様はもちろん、職員の皆様、そして、議会事務局の皆様もそうですが、本当にいろいろとお力をかりました。特に、議会運営の元委員長である橋本議員、あるいは、今はいませんけれども、副議長の吉住議員、本当にいろいろなお力をかり、知恵をかり、ここまで議会改革を進めてこられたと思ひしております。

先ほども言いましたように、私の中での手応えは4割、5割ぐらいしかありませんけれども、本当に皆様のお力がなければ、4割、5割までも進まなかったのかなと思ひしております。

この4年間の中で、いろいろな節目の時期にも当たりました。最初は、美幌町の130年、戸長役場ができてから130年という節目、そして、北海道命名から150年、議会制度ができて70年、そして、議長会ができてから70年という大変大きな節目の時期に議長を務めさせていただ

て、出席をさせていただいて、体験させていただいたことは、運命であり、そして、皆様のおかげかなと思ひしているところでもあります。本当に大事な節目のときに立ち会えたということは、私のこれからの生涯に相当役に立つものだと思ひしております。

また、この4年間で、国あるいは道にいろいろと陳情、要望をしてきたところでもありますけれども、今の町長と一緒に動いてきました。ただ、最後の2年間で大きな変化がありました。今までは、自衛隊の関係で中央要望などをしてきましたけれども、施設の充実とか、隊員の増強とか、言い方は悪いですが、本当にありきたりな要望をしてきました。しかし、2年前から、防衛大綱の関係で、美幌駐屯地が存続するか、増員になるか、なくなるかという本当に大きな節目の時期でありました。これも、町長は今まで防衛省、あるいは、道の自衛隊の関係といろいろなつながりがありましたので、あらゆるところから情報を得られて、それなりに対応をしてきて、陳情、要望がどこまで実ったのかわかりませんが、感触としては、美幌町にとってはすごくいい方向に向いているのかなと私は強く感じているところでもあります。

これから先、まだ予断を許さない状況であります。美幌町の人口減少には自衛隊の関係が相当大きく響きます。やはり、自衛隊があつて、第1次産業である農業も栄える、そして、それに付随する商業、工業、運輸業、全てに対して大きな影響があると思ひしております。

今、次の町長候補が2人出ておりますし、議員もこれから洗礼を受けます。この中で、また私が受ければ、少しでもお力になりたいと思ひています。次に向けて頑張っていきたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、この4年間、皆様のお力をかりてここまで来られたことに、深く深くお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） これで、本定例会に付議された案件は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 1時50分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員